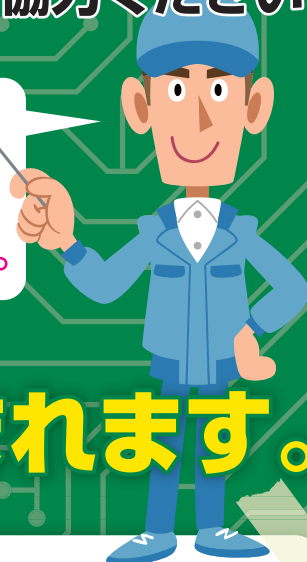


廃安定器を保管している みなさまへ

～適正処理および早期処理の実現のためにご協力ください～

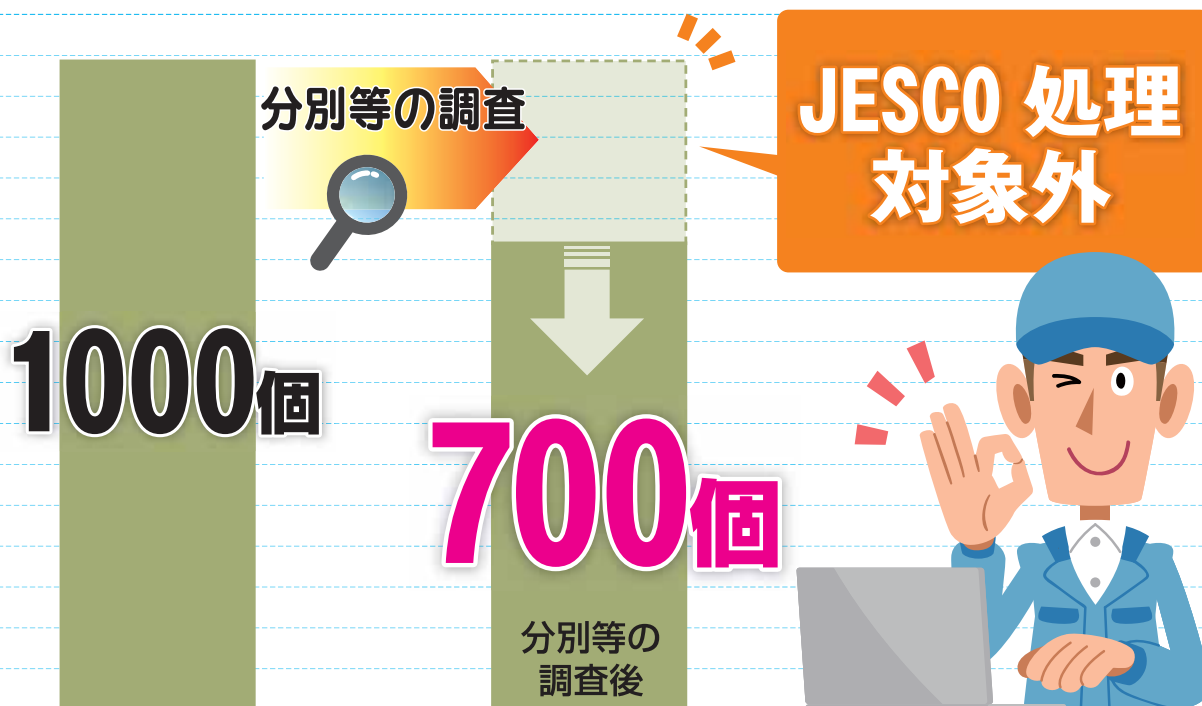
廃安定器を処理する前に PCB が含まれているか
否かの分別等の調査を行ってください!!

PCB 不使用安定器が含まれているかもしれません。



処理費用の削減が見込まれます。

1000個の廃安定器を保管 しているケース (一例)



JESCO 搬入荷姿登録のために!

- ・廃安定器のPCB使用・不使用の分別等の調査(写真①)
- ・JESCO指定容器への詰替え(写真②)
- ・重量測定、収納状況写真、保管場所写真(写真③④)

PCB 特措法に基づく届出の変更

- ・PCB不使用と分別された安定器に対する判断エビデンスを添付の上、保管状況等の届出の取り下げ(写真⑤)

(PCB不使用安定器は通常の産業廃棄物として処理できます)

①▶



◀②



③▼



④▼



⑤▶



03-6672-8079

受付時間 AM10:00~PM5:00
土日祝祭日を除く

産業廃棄物適正処理推進センター(PCB担当) [(公財)産業廃棄物処理事業振興財団内]
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第13条の12の規定に基づき環境大臣が指定した法人 E-mail:info_bunbetsu@sanpainet.or.jp